

月刊

596 2011年7月号
51巻/7号

登記情報

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート

皆様に支えられて
50th

法務
一言

創刊50周年に寄せて

小出邦夫／江原健志／古門由久

緊急特集 震災と司法書士・土地家屋調査士の実務

- 1 震災における不動産権利登記の諸問題 早川将和
 - 2 震災における土地筆界をめぐる諸問題 潤下俊明
 - 3 震災における建物滅失登記の諸問題 鈴木泰介
 - 4 震災における企業法務の諸問題 鈴木龍介
 - 5 震災後における債務整理事件及び消費者事件における留意点 山田茂樹
 - 6 震災時における成年後見業務への対応 迫田博幸
～被後見人、被保佐人、被補助人の支援を中心として～
 - 7 東日本大震災と司法書士による支援活動について 安田 捷
- 東日本大震災に伴う商業登記の実務に関するQ&A
山川都資／山森航太 [監修] 江原健志
- 「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」について 筒井健夫

【逐条解説】

- 不動産登記事務取扱手続準則(9) 清水慶徳／古田辰美
- 重要判例ナビ(大阪地判平22・6・30) 武川幸嗣
- 新農地法と司法書士実務(6) 末光祐一
- 執務現場から見た一般社団法人制度(第7回)
特例民法法人の一般社団法人への移行を中心として 皿谷有子
- コンプライアンス道場(第49回) 升田 純

登記実務からの考察

- 【権利登記】胎児の相続と登記 尾原祥之
- 【商業・法人登記】合併比率と端数 幸先裕明

【登記官の目】

- 会社の目的における事業の営利性 …○○事業の問題から
- 商業登記掲示板 ■ 土地家屋調査士の宝箱 ■ 裁判実務フォーラム



一般社団法人
金融財政事情研究会

4 震災における企業法務の諸問題

司法書士法人鈴木事務所 鈴木龍介

東日本大震災（以下、「震災」という）の影響により企業活動においても様々な問題が生じており、その対応を迫られているところであるが、その中で企業法務に関するものも少なくない。

本稿は、司法書士が関与する企業法務の諸問題について、知識・情報を整理した上で、実務的観点からポイントを解説する。なお、紙幅の関係からベースとなる情報については、参考となるホームページを紹介するので、あわせて参照されたい。

I 期間・期日

震災の影響により所定の期間・期限までに法令に規定された諸手続ができない場合の対応について検討する必要がある。

1 登記

商業登記について登記すべき事由が発生した場合、原則として2週間以内にその変更登記を申請する必要があり（会社法915条1項）、それに遅れた場合には過料制裁の対象となる（会社法976条1号）。

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）」の4条（期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）に規定する措置が「平成23年政令19号」により指定されたことにより、期限内に登記申請できない場合であっても、平成23年6月30日までに登記申請すれば足りることとされている。さらに、登記申請書又はその添付書面の記載から、東日本大震災により申請期間を経過して申請されたものと認められる場合は、平成23年7月1日以降に申請したものについても過料の対象としない取扱いとされた（注1）。

2 株主総会

株式会社は、毎事業年度終了後一定時期に定時株主総会を招集し、開催しなければならない（会社法296条1項）。一般的に多くの株式会社が毎事業年度終了後3か月以内に定時株主総会を招集することとしているが、この背景には、i) 基準日の制限、ii) 定款による開催時期の定め、iii) 法人税の申告・納付期限の3つがある。

震災のように所定の時期に定時株主総会が開催できない状況が生じているときには、たとえ定款の定めがあったとしても、そのような状況が解消されて開催が可能となった時点で開催すれば足りると解されている。ただし、議決権行使のための基準日については、再度設定する必要がある（注2）。

3 開示

金融商品取引法では、投資家の合理的な投資判断を確保するため、上場会社等について継続的に企業内容の情報を開示することを義務付けている。

震災が特定非常災害に指定されたことにより、本来の提出期限までに有価証券報告書、四半期報告書等の提出がない場合であっても、平成23年6月30日までに提出すれば、行政上及び刑事上の責任は問われないとされた。

なお、金融庁は、いわゆる3月決算企業につ

いて平成23年9月30日までに報告書等を提出すれば足りるとする方向で政令を整備していく方針を表明しており、今後提出期限が延長されることが予想される(注3)。

また、東京証券取引所は、適時開示についての決算発表に関する特例措置を講じている(注4)。

4 納 稅

株式会社は、毎事業年度終了後2か月以内(期限延長の申請をした会社等については3か月以内)に、法人税の申告・納付をしなければならない(法人税法74条、75条)。

震災の状況を踏まえて、平成23年3月11日以降に申告等の期限が到来する一定の対象地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)の納税者である企業については、国税通則法11条に基づき、納税者からの個別の申請を要することなく申告・納付期限を当面延長する措置が講じられている。なお、対象地域以外の納税者についても個別の申請により申告・納付期限の延長が認められるケースもある(注5)。

II 関係者の死亡等

震災により会社の株主や役員が死亡したり、行方不明になっている場合の対応について検討する必要がある。なお、同様に企業の従業員についても多くの重要な問題が山積しているが、

紙幅の関係で本稿においては割愛する。

1 株 主

株主が死亡したときには、その地位について相続が開始する。

遺産分割協議等によって当該株式を承継する者が確定したときは、相続人は、会社に対して相続による株主名簿の書換えを請求することとなるが、会社としては、株主に相続が開始したことを見た時には、円滑な会社運営のため相続人に対して相続による名義の書換えを促すことも検討すべきである。

相続人が不存在であるような場合には、相続財産管理人を選任することとなるが(民法952条)、相続財産管理人の権限は相続財産の管理行為であり、相続財産である株式の議決権行使をすることはできないと解される。当該株式の議決権を行使するには相続財産管理人が家庭裁判所の許可を得て第三者に株式を売却し、当該第三者が議決権行使をする方法が考えられる(注6)。

株主が行方不明であるような場合には、不在者財産管理人の選任を検討することとなる(民法25条)。議決権行使については、相続財産管理人が選任されたケースと同様である。

一方、会社としては、株主の死亡や行方不明の場合、相続人等について正確な情報が得られ

(注1) 「東日本大震災に伴う商業・法人登記事務に係る過料事件の通知の取扱いについて」(平23・6・2民商第1268号民事局商事課長依命通知)

(注2) 法務省ホームページ「定時株主総会の開催時期について」(<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0011.html>)

法務省ホームページ「定時株主総会の開催時期に関する定款の定めについて」(<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0012.html>)

(注3) 金融庁ホームページ「有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置について」(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110331-3.html>)

(注4) 東京証券取引所ホームページ「東日本大震災を踏まえた決算発表等に関する取扱いについて」(http://www.tse.or.jp/news/07/110318_e.html)

(注5) 国税庁ホームページ「東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長の措置について」(<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/index.htm>)

(注6) 司法書士内藤卓のLEAGALBLOG「株主の死亡と相続人不存在」(<http://blog.goo.ne.jp/tks-naito/e/c9d20ae48164994bb7c5fd41ca6c2ed7>)

るまでは、株主名簿に従って招集通知等を行うことで足りるが、株主名簿の記載変更手続における戸籍抄本等相続関係書類の不備や通知の方法等に一定の配慮が必要になることも想定して対応を検討すべきである。

2 役員

取締役等の役員が死亡した場合には、当該役員は退任し（会社法330条、民法653条1号）、役員の死亡を原因とする変更登記を申請する必要がある（会社法915条1項）。

また、取締役が行方不明となり、会社の業務を執行する取締役が不在状態であるような場合、原則として株主総会を開催し、後任の取締役を選任することになる（会社法329条1項）。しかしながら、株主も行方不明のため株主総会を開催することができないような場合には、債権者等の利害関係人が、会社の本店所在地を管轄する地方裁判所に一時取締役の職務を行う者の選任申立てを行うことができる（会社法346条2項、351条2項）。選任の決定がなされると、裁判所の書記官が仮取締役の就任の登記を嘱託する（会社法937条1項2号イ）。

なお、仮取締役の権限は通常の取締役と何ら変わらないが、あくまで一時的なものであることから、あらたに取締役の就任の登記がされた場合には、登記官は職権により仮取締役についての抹消登記を行う（商業登記規則68条1項）。

III 書類等の亡失

被災地における会社の重要書類等が不明となっている場合の対応について検討する必要がある。

1 定款

定款を紛失したこと自体は、法的効力に何ら影響を与えるものではないが、会社の根本規律として運営上、不可欠なものであるため、速やかに整備する必要がある。

定款整備のための復元や再生の方法として、会社設立時の原始定款については、その定款認証をした公証役場で認証の日から20年間保管されていることから（公証人法施行規則27条1項1号）、この期間内であれば、公証人に原始定款の謄本の交付を請求することができる。

また、会社設立後に定款が変更されているような場合には、変更したときの株主総会議事録を確認することにより、変更内容を把握することができる（会社法施行規則72条3項2号）。これらの方法によっても現在の定款の内容を確認できないような場合には、あらためて、定款の全部を現状に適合した内容とする定款変更手続（会社法466条）をとることも一案である。

2 過去の議事録

株主総会議事録や取締役会議事録は、会社の重要な記録として作成が義務付けられており（会社法318条1項、369条3項）、その原本を本店で10年間備え置き（会社法318条2項、371条1項）、株主等の閲覧又は謄写請求の対象となっている（会社法318条4項・5項、371条2項・3項・4項・5項）。

しかしながら、本震災のようなやむを得ない事情による場合には、可能な範囲で復元して、備置、閲覧請求等に対応すれば足りるものと考える。

なお、登記申請に添付した株主総会議事録や取締役会議事録であれば、法務局で登記申請受付の日から5年間保存されているため（商業登記規則34条4号）、会社はそれを閲覧し、内容を確認することもできる（商業登記法11条の2）。

3 印鑑等

会社のいわゆる届出印を紛失した場合には、代表取締役の個人の印鑑証明書を添付の上、届出印の変更を行うことになる。また、印鑑カードを紛失した場合には、会社の印鑑証明書を不

正に取得されるおそれがあるため、速やかに印鑑カード廃止届書を管轄法務局に提出し、紛失した印鑑カードを無効にすべきである。

なお、印鑑カードとともに会社の届出印も紛失してしまったような場合には、印鑑カード廃止届書に代表取締役の個人の実印を押印し、かつ個人の印鑑証明書を添付することによって廃止手続をし、あらたに印鑑届の手続をとることになる。

4 手形・小切手

手形・小切手は、原則として、手形・小切手を所持していない限り、その権利行使することができない。

震災により手形・小切手を紛失した場合について、特別な手当がなされていないことから通常どおりの対応をすることになる。手形・小切手を紛失した所持人は、手形・小切手の謄本を提出するか、手形・小切手の支払地を管轄する簡易裁判所に公示催告の申立てをすることになる（非訟事件手続法156条、157条、158条）。

公示催告の期間中に、当該手形・小切手について権利を有する者から権利を争う旨の申述がなかったときは、裁判所は当該手形・小切手を無効とする旨を宣言し（非訟事件手続法148条1項、159条2項、160条1項）、手形・小切手を紛失した公示催告の申立人は、手形・小切手の代わりに、除權決定の正本を提示して支払を受けることになる（非訟事件手続法160条2項）（注7）。

IV 株主総会の運営

震災の影響により株主総会の運営に支障を来す場合についての対応を検討する必要がある。

なお、経済産業省では、主に上場会社を対象ではあるが、本震災における株主総会の運営についてのガイドライン（暫定版）をとりまとめている（注8）。

1 決 算

いわゆる3月以降の決算の会社にとって、震災は期中の事象であるため、本震災の影響を反映した決算を行う必要がある。しかし、震災により本社、支社、工場や取引先等が被災したことで決算に関する情報を集約することが困難となり、期限までに決算を行うことができないというケースが想定される。

このような場合、前述のとおり決算内容が確定できるまでは、定期株主総会の開催を所定期よりも延期することができるものとされており、開示についても有価証券報告書等の提出期限の延長、又は証券取引所における決算発表の期限の延長に関する特例措置が講じられている。

2 招集通知

震災により被災した株主については、書面の招集通知が通常どおり届かないケースが想定される。また、多くの製紙工場が被災し、用紙の供給不足も懸念されている。

そこで、定款において株主総会参考書類、事業報告、計算書類等のインターネットによる開示を許容している会社は、それを利用することで株主への情報提供の推進を図ることができよう。また、招集通知書の印刷・発送の時間短縮、さらに物資の節約、費用の削減の一助になるものと考える。

なお、被災した株主の多寡等にもよるが、招

(注7) 法務省ホームページ「手形・小切手をなくされた方へ」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00088.html)

(注8) 経済産業省ホームページ「当面の株主総会の運営について」
(<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110428004/20110428004-2.pdf>)

集通知における冒頭の挨拶文や事業報告の表現についても一定の配慮が求められるケースも考えられる。

3 定足数

被災した株主について、株主総会に出席することができず、また書面による議決権行使をすることもできないことが想定される。その場合には、当該株主を出席株主数にカウントすることができないため、各議案の承認可決に必要となる定足数を正確に把握し、具体的に定足数を満たすことができるかどうかを事前に確認する必要がある。

4 開催場所

定時株主総会の開催場所について、予定している株主総会会場が直接的に被災しているような場合は当然として、その他の場合においても検証が必要である。具体的には、震災後も余震が続いていることから、株主総会会場の耐震性等を確認し、株主等出席者の安全を確保することを最優先に考えるべきである。また、計画停電、緊急時の避難、代替場所の確保についてもあわせて検討する必要があろう。

V BCP

企業は災害等に際しても事業を継続しなければならないが、そのために必要な対応としてBCPについて検討する必要がある。

BCP（＝事業継続計画／Business Continuity Plan）とは、災害発生時の安全確保、二次災害防止を含めた必要な措置を事前に策定したものである。会社法では、BCPを内部統制の一環として損失の危険の管理に関する規定その他体制の整備に関するものとして位置づけ、さらに上

場企業ではその整備状況について有価証券報告書に記載することとされている（会社法362条4項6号・5項、会社法施行規則100条1項2号）。

BCPは、中小企業にとっても必要な施策であり、震災を契機にその策定や見直しを行うことが望まれる。なお、中小企業におけるBCPの策定のための指針やマニュアルについても公表されている（注9）。

VI 契約

企業における取引、すなわち契約についても震災により、直接的間接的に相当の影響を受けていることは想像に難くない。それらの契約関係についての対応を検討する必要がある。

通常、契約に従い債務の履行ができない場合、債務不履行責任が生じることになる。しかしながら、震災の影響による場合には、不可抗力として免責されるケースも少なくないと思われるが、最終的にはそれぞれの契約について、契約条項や被災状況等により個別具体的に検討することになる。この場合、法律問題だけでなく、自社や取引先の状況を踏まえた経営問題として判断すべきであろう。

また、震災の影響により継続的な取引先を他社に切り替えるような場合には、二重契約を防ぐため事前に従来の取引先との契約を解除する必要があるが、長期間にわたる継続的な取引を解除するには、合理的な理由と一定期間を定めた予告とが必要であり、即時には解除できないと考えるのが相当であろう。一時の供給不安等を理由とする契約の解除については、企業としてのレビュー・リューションを踏まえての将来を見えた判断も必要になろう。

（すずき りゅうすけ）

(注9) 中小企業庁ホームページ「中小企業BCP策定運用指針」(<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>)
東京商工会議所ホームページ「災害に備えよう！みんなで取組むBCP（事業継続計画）マニュアル」
(<http://www.tokyo-cci.or.jp/chiiiki/bcp/>)